

# 北本市 子どもの権利に関する市民意識調査 (高校生相当年齢用)

## 調査についてのお願い

市民の皆様におかれましては日頃から北本市の行政にご理解とご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

北本市では、令和3年度に北本市子どもの権利に関する条例を制定し、この条例に基づき、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「北本市子どもの権利に関する行動計画」を策定することとなりました。

計画の策定に当たっては、子どもを含む市民の皆様の状況を把握するため、子どもを含む市民意識調査を実施いたします。

本調査の対象として、高校生相当年齢の市民の中から無作為に500名を選び、調査への回答をお願いしております。ご回答頂きました内容はすべて統計的に処理し、有効に活用いたします。

調査の趣旨をご理解頂き、ご協力賜りますようお願いいたします。

令和4年●月

北本市長 三宮 幸雄

## ご記入の前に、お読みください

- この調査における「子ども」は、お名前を書く必要はありません。
- ご回答は、あてはまる回答の番号を○で囲んでください。回答数は、各設問文に(○は1つ)(○はいくつでも)などと指定してありますので、それに従ってご回答ください。また、( )がある回答は、記述でご回答ください。
- 設問によっては、該当する設問の番号に○をつけた方だけに答えて頂く設問などがありますので、その説明に従いご記入ください。
- 回答は、次の2通りの方法が可能です。  
①紙面での回答：この調査票に直接ご記入の上、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、ご投函ください。  
②パソコンやスマートフォンからの回答：アンケートURL：【●●●●●●●●●●】  
上記URLを直接入力、または右記QRコードからアクセスしてください。

**令和4年●月●日(●)までに、ご回答をお願いいたします。**

担当課：北本市福祉部子育て支援課

なお、本調査の実施・とりまとめは、  
株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所に委託しています。

QRコード

### 【本アンケート調査についてのお問合せ先】

株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所

電話：(03) 5803-9885

メール：tokyo@ji-institute.com

# 1 あなた自身についておたずねします

問1 あなたの性別について、お教えてください。(○は1つ)

1. 男性	2. 女性	3. その他
-------	-------	--------

問2 あなたの年齢(令和4年10月1日現在)について、お教えてください。(○は1つ)

1. 15歳	2. 16歳	3. 17歳	4. 18歳以上
--------	--------	--------	----------

# 2 あなたの状況についておたずねします

問3 あなたは、自分自身についてどのように感じていますか。(○はそれぞれ1つ)

	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	わからない
① 自分を大切に思ってくれる人がいる	1	2	3	4	5
② 自分は人から必要とされている	1	2	3	4	5
③ ほかの誰かや社会のために、何かをしてあげたい	1	2	3	4	5
④ 自分のことが好き	1	2	3	4	5

問4 あなたは、普段の生活の中で何か困りごとや悩みごとはありますか。(○はいくつでも)

1. 親との関係	2. 兄弟姉妹との関係
3. 友達との関係	4. 先生との関係
5. いじめ	6. ネット上のトラブル
7. 学校の勉強	8. 受験・進路
9. 部活動・習い事	10. 仕事・就職・将来のこと
11. 経済的なこと	12. 自分の容姿や性格のこと
13. その他( )	14. 特にない

問5 あなたが、今夢中になれることは何ですか。(○はいくつでも)

1. 運動・スポーツ	2. 勉強・塾
3. 読書(漫画含む)	4. ゲーム・インターネット・SNS
5. 家族と過ごす時間	6. 友達との遊び
7. 趣味の活動・教科以外の習い事	8. 地域の活動・ボランティア活動
9. 学校の部活動	10. 仕事・アルバイト
11. その他( )	12. 特にない

問6 将来なりたいものはありますか。(○は1つ)

1. ある	2. ない	3. わからない
-------	-------	----------

【問6で「1」を選択した方のみ】

問6-1 将来なりたいもののために、努力していることはありますか。(○は1つ)

1. ある	2. ない	3. わからない
-------	-------	----------

問7 あなたは、次のことについて自分の考えや思いがあるときに、それを言える機会がありますか。(○はそれぞれ1つ)

	言うことができる	ある程度言うことができる	あまり言うことができない	言うことができない	わからない
① 家庭における大事な物事やルールについて	1	2	3	4	5
② 学校行事・イベントの企画や運営について	1	2	3	4	5
③ 学校の部活動の活動内容について	1	2	3	4	5
④ 学校の決まりごとについて	1	2	3	4	5
⑤ 地域で行われている行事などの取組について	1	2	3	4	5
⑥ 北本市政(北本市のまちづくりや市役所の仕事)について	1	2	3	4	5



問14 「子どもの権利条例」では、保障されなければならない大切な子どもの権利として「安心して生きる権利」「自分らしく育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4項目と、23の権利を挙げています。あなたは、これらの中で、北本市でまだ十分ではないと感じるものはありますか。(○はいくつでも)

**【安心して生きる権利】**

1. 命が守られ、尊重されること。
2. 愛情及び理解をもって育まれること。
3. あらゆる差別及び不当な扱いを受けないこと。
4. あらゆる身体的若しくは精神的な暴力を受けないこと又は放置されないこと。
5. 健康に配慮がなされ、適切な医療が受けられること。
6. 平和及び安全な環境の下で生活できること。
7. 困っていること及び不安に思っていることについて相談できること。

**【自分らしく育つ権利】**

8. 個性が認められ、人格が尊重されること。
9. 遊んだり、休んだりすること。
10. 年齢及び理解の程度に応じて学ぶこと。
11. 芸術、文化、運動及び自然に親しむこと。
12. 自らに関係することについて、必要な助言、情報の提供その他の援助を受け、年齢及び発達に応じて自分で決めることができること。
13. 地域及び社会の活動に参加すること。
14. 安心して過ごすことができる居場所が確保されること。

**【守られる権利】**

15. あらゆる権利の侵害から逃れられること。
16. あらゆる搾取から守られること。
17. 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。
18. 自らの意思及び考えが尊重されること。
19. 自らに関する情報が不当に収集され、利用されないこと。
20. 誇りを傷つけられないこと。

**【参加する権利】**

21. 自らの意見を表明することができ、その年齢及び発達の程度に応じてその意見が尊重されること。
22. 自らの意見を表明するために、必要な助言、情報の提供その他の援助を受けることができること。
23. 仲間をつくり、集まること。

問 1 5 次の子どもに関する相談機関のうち、あなたが知っているところはどこですか。(○はそれぞれ1つ)

	利用したことがある	名前は知っている	知らない
① 市役所の子育て支援総合窓口	1	2	3
② 学校のスクールカウンセラー	1	2	3
③ 学校のさわやか相談員	1	2	3
④ 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」(いちはやく)	1	2	3
⑤ LINEによる相談窓口「親と子どもの悩みごと相談@埼玉」	1	2	3
⑥ LINEによる相談窓口(自殺予防)「こころのサポート@埼玉」	1	2	3
⑦ 教育センター	1	2	3
⑧ 子どもの人権110番(法務局)	1	2	3
⑨ 子どもスマイルネット(埼玉県)	1	2	3
⑩ よい子の電話教育相談(埼玉県立総合教育センター)	1	2	3
⑪ その他( )	1	2	3

問 1 6 自分自身が相談する際に重要と思うことは何ですか。(○はいくつでも)

- |   |
|---|
| 1. 匿名で(自分の名前を知られずに)相談できる<br>2. 子どもだけでも直接相談できる<br>3. 何時でも相談できる<br>4. 電話代などが無料<br>5. メール・SNSで相談できる<br>6. 相談内容の秘密を厳守してくれる<br>7. 問題の解決まで、専門機関と連携しながら支援してくれる<br>8. その他( )<br>9. 特にない |
|---|

問 1 7 あなたは、生活全体の中で、子どもの権利が十分に守られていると感じますか。(○は1つ)

	感じる	どちらかといえば感じる	どちらかといえば感じない	感じない	わからない
北本市で、子どもの権利が十分に守られていると感じるか	1	2	3	4	5

民法の一部改正により、令和4（2022）年4月1日から、日本の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

問18 あなたは、成年年齢が18歳に引き下げられたことを知っていますか。（○は1つ）

- |          |         |          |
|----------|---------|----------|
| 1. 知っている | 2. 知らない | 3. わからない |
|----------|---------|----------|

問19 成年年齢に達すれば、父母などの同意なく一人で契約できることを知っていますか。（○は1つ）

- |          |         |          |
|----------|---------|----------|
| 1. 知っている | 2. 知らない | 3. わからない |
|----------|---------|----------|

問20 成年年齢が18歳に引き下げられた後、18歳、19歳の人が契約した場合は、未成年という理由では取り消せなくなることを知っていますか。（○は1つ）

- |          |         |          |
|----------|---------|----------|
| 1. 知っている | 2. 知らない | 3. わからない |
|----------|---------|----------|

問21 成年年齢に達すれば、父母などに従わなくても進学や就職を自分で決められ、財産も管理できることを知っていますか。（○は1つ）

- |          |         |          |
|----------|---------|----------|
| 1. 知っている | 2. 知らない | 3. わからない |
|----------|---------|----------|

問22 トラブルのきっかけとなりやすい商法のうち、あなたが知っていることは次のうちどれですか。（○はいくつでも）

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. アポイントメントセールス（電話などで販売目的を隠して営業所などに呼び出し、商品などを契約させる）</li><li>2. キャッチセールス（路上などで販売目的を隠して呼び止め、営業所などに連れて行き、商品などを契約させる）</li><li>3. マルチ商法（商品を買って会員になり、その商品を買ったり知人を紹介するとお金がもらえ、会員が増えれば儲かると勧める）</li><li>4. デート商法（異性に好意を抱かせて、商品などを契約させる）</li><li>5. ネガティブオプション（商品を一方的に送りつけ、代金を請求する）</li><li>6. 「あなただけ選ばれた」などと優位性を強調し、登録費用を支払わせる</li><li>7. 「必ず儲かる」方法を教えると誘い、そのノウハウの商材を契約させる</li><li>8. 初回が通常より安く購入できる一方、定期購入が条件となっている商品などを契約させる</li><li>9. ワンクリック詐欺（URLなどをクリックした際に、サイトに登録されてしまったと</li></ol> |
|---|

